

第 2 2 期 第 2 8 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年11月21日（火）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	委 員	二本柳 勝
	〃	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	木 村 慶 造
	〃	竹 林 雅 史
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	南 谷 雅 人
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	宮 野 昭 一
	〃	中 居 裕
	〃	堤 静 子
	欠席委員	松 下 誠 四 郎
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主任専門員	八 島 美 奈 子
	非常勤事務員	鳴 海 留 美 子
県 側	水産振興課	三 橋 潤 一 郎
	副参事	澤 田 篤
	技 師	田 村 直 明
	三八地方水産事務所 所 長	竹 谷 裕 平
	下北地方水産事務所 水産普及課長	

4 提出議案

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

議案第2号：特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和6管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

議案第3号：青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更に
ついて（諮問）

5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

第2号議案：原案どおり答申することに決定された。

第2号議案：原案どおり答申することに決定された。

6 議事の経過

会 長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第22期第28回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第28回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案3件、報告事項1件の審議が予定されています。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える14名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、荒谷委員と木村委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規程により今回諮問があったもので詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので事務局からは以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

県からの補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、補足説明させていただきます。

資料の方、1枚めくっていただいて、2ページ目を御覧ください。

いつものように漁業種類、それから漁業を営む者の資格・許可又は起業の認可をすべき漁業者の数につきまして、御説明いたします。

2ページ目は、うにびき網漁業でございます。

漁業を営む者の資格は、東共第29号共同漁業権の行使権者ということで、野牛漁協の組合員ということになっております。許可すべき漁業者の数は19隻ということになっております。

続きまして、3ページ目にいきます。

ばばがれい固定式刺し網漁業でございます。

上段の方が、小田野沢漁協の組合員ということで2隻、下段の方が、白糠漁協の組合員ということで3隻ということになっております。

続いて、4ページに続きます。

4ページ、同じく、今度は泊漁協ということで12隻となっております。

5ページ目に参ります。

5ページ目、上段、かれい固定式刺し網漁業でございます。

東共第51号共同漁業権の組合員行使権者ということで、階上漁協から三沢市漁協までの7漁協の組合員ということで26隻となっております。

下段の方は、たら固定式刺し網漁業で、階上漁業協同組合の組合員が3隻、八戸みなと漁業協同組合の組合員が1隻となっております。

続いて、6ページ目でございます。

あんこう固定式刺し網漁業で、風間浦漁協蛇浦支所の組合員で1隻となっております。

7ページ目に参ります。

小型いか釣り漁業(やりいか)でございます。7ページは2段に分かれていまして、上段は、小泊下前漁協の組合員で38隻、下段の方は、三厩漁協の組合員で4隻となっております。

8 ページ目に続きます。

3 段になっておりまして、一番上は奥戸漁協で10 隻、中段が大間漁協で13 隻、下段が風間浦漁協易国間支所で1 隻となっております。

9 ページに続きまして、9 ページ上段は、風間浦漁協下風呂支所で8 隻、中段が野牛漁協で23 隻、下段が尻屋漁協で15 隻となっております。

10 ページ目に続きます。

上段は白糠漁協で20 隻、下段が泊漁協で26 隻となっております。

11 ページに参ります。

なまこ潜水器漁業でございます。

上段が八戸市に住所を有する者ということで、八戸みなと漁協を考えておりますが、1 人と。中段が東共23 号ということで、猿ヶ森漁協で1 人、下段が東共41 号、風間浦漁協蛇浦支所で1 人ということになっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

県からの補足説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第1号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することになります。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和6 管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号 資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文、主要部分のみ読み上げます。

諮問書、特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和5年11月9日付け5水管第2081号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同法第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、これは諮問文にあったとおり、漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 澤田技師

はい、会長。

会 長

澤田技師。

水産振興課 澤田技師

それでは、議案第2号について、補足説明をさせていただきます。

3ページを御覧ください。

令和5年11月9日付けで農林水産大臣から、本県に該当するものとして、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する、令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理区分に配分する数量、いわゆる知事管理漁獲可能量については、漁業法第16条第1項において、県資源管理方針に即して定めることとなっており、同条第2項の規程により、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するところ です。

2ページを御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案です。

今般、本県の知事管理漁獲可能量を設定するのは、本県に数量配分のある、まあじ及びまいわし太平洋系群となります。

また、まあじ及びまいわし太平洋系群についての配分数量は、現行水準となっております。

これは、各魚種の配分数量を示さず、目安数量を示すことで、県の資源管理方針である青森県において、水産資源の保存及び管理を行うための方針に基づき、漁船隻数を漁獲動力量として定めた上で管理を行うものになります。

3ページ目にある国からの通知では、目安数量も示されております。

この数量を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではありませんが、県から助言・指導等を行う場合がありますので、その点も御理解ください。

以上が知事管理漁獲可能量の設定についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思いますが、御異議、ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第2号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に第3号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第3号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文主要部分のみ読み上げます。

諮問書、漁業法第14条第9項の規定により別添のとおり青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針を変更するに当たり、法第14条第10項の規定に準用する第4項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、これは諮問文にあったとおり、漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 澤田技師

はい、会長。

会 長

澤田技師。

水産振興課 澤田技師

それでは、議案第3号について補足説明させていただきます。

青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針、以下、県方針と呼ばせていただきます。

この変更について、補足説明いたします。

8月の委員会でも諮問し、答申を受けたものですが、その後、関係機関から内容について指摘があり、検討の結果、修正が必要な事項が生じたため、今般、再度諮問させていただきます。

なお、県方針は、国の資源管理基本方針と連動しており、今後、国の基本方針が変更になった場合、県方針の対応する部分について、都度修正又は追加等の変更を行う必要があることを申し添えます。

2ページ以降の新旧対照表及び7ページ以降の県方針を併せて御覧ください。

まず、9ページから10ページの第8の記載の変更について説明いたします。

漁業法が改正されたことにより、資源管理に関する基本的な事項を資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に定めることとなり、自主的な取組を定めていた資源管理計画は、資源管理協定に移行することとなりました。

協定の移行にあたり、資源管理協定の対象となる水産資源のうち、漁業法第11条第2項第2号の資源管理目標を定めるにあたって、必要な資源評価が行われていない水産資源については、都道府県資源管理方針の別紙3に資源管理の方向性を定めることとなっています。

8月の委員会では、県方針に別紙3の1から別紙3の28までの魚種についての記載を追加するものとして諮問しましたが、今般、1項目追加となったため、別紙3-1から別紙3-29までとして修正するものです。

次に21ページの別紙3-3、まだら北海道太平洋及び27ページの別紙3-9、きあんこう太平洋北部を御覧ください。

第1の水産資源の名称の部分について、元々、それぞれに「系群」と付けて記載していたものなんですけども、正しくは、「系群」が付かないので、軽微な部分ですが、今回、併せて修正するものです。

続いて、28ページを御覧ください。

別紙3-10、きあんこう青森県周辺海域（太平洋北部を除く）については、新設のものとなっています。

ここを新設したことにより、別紙3のその後の番号が一つずつずれているということになります。

次に36ページ、別紙3-18、いかなご類青森県周辺海域についてですが、第2資源管理の方向性の記載について、関係機関の指摘に基づいて修正をするものです。

最後、43ページから47ページまでを御覧ください。

別紙3-25から別紙3-29、まこんぶ青森周辺海域から、やまとしじみ青森県湖沼河川域についてですが、第2の資源管理の方向性の記載について、一部誤りがありましたので、正しい記載に修正したものです。

別紙3-25については、「こんぶ」から「まこんぶ」への修正も行っています。

以上が、県方針の変更についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第3号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにしたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項①の「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の概要について」を事務局から報告願います。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

報告資料を御覧ください。

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会の第58回東日本ブロック会議の概要についてです。

このエリアは、北海道から三重までの海区になっております。

開催した会議の内容です。

令和5年11月9日、静岡県静岡市、中島屋グランドホテルで開催されております。

松本会長、尾崎委員、事務局長、八島主任専門員が出席しております。

概要についてです。

(1) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動の結果につきましては、全漁調連事務局から要望活動の結果について報告がありました。

(2) 令和6年度要望事項についてですが、各県から提案理由、趣旨等の説明があった後、当海区の案件2案件を含めまして、全件、令和6年度の要望事項とすることで採択されております。

(3) 次期開催県は愛知県に決定しております。

(4) ブロック照会事項につきましては、前回の委員会で皆さんから御意見をいただいた内容を当海区の回答資料として添付、提出いたしまして、配付されております。その部分については、配付のみとして終わっております。

東京都から提案がありました、要望事項の回答について、水産庁からのその進展について問題があるということで発言があったわけなんです、これにつきましては、別の会議を設ける等の検討を行うということで決定されております。

6の講演ですけれども、「漁業者と創る地域のトップブランド」ということで、焼津の仲買小売りをされております前田さんという、マスコミ等に結構、頻繁に出ておられる方が、その漁業者と末端の飲食店を繋ぐという地域の活動についての講演がありました。

以上です。

会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

まず、先にこの会議に出席をいただきました尾崎委員より、何かコメントがありましたらお願いします。

尾崎委員

会議に出席した尾崎です。

会議に出席して要望事項を聴いたんですが、ほとんどの県が昨年と同じ、若しくはもう何年も同じ要望を出しているということは、何年も要望が通ってないんだなということを感じました。

うちの方も去年とほとんど内容が同じということで。新しい要望というのは、2件ぐらいしか出ていませんでした。

それも、前の要望に関する付け加えの要望のような感じで、だからほとんど変わらない内容の要望が出ているんだなというのが、強く感じましたね。

コメントとしては、それぐらいです。

会 長

他に、この件について御質問、御意見はありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問もないようでありますので、それでは、本日、予定していた議事を全て終了し、これをもちまして、第22期第28回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時53分